

稲 沢 市 有 財 産
一 般 競 争 入 札 売 払 い 要 領

受付期間 令和 8 年 9 月 24 日（木）から
 令和 8 年 11 月 24 日（火）まで

入 札 日 令和 8 年 12 月 15 日（火）①

稲 沢 市

教育委員会庶務課

電 話 （ 0 5 8 7 ） 3 2 － 1 4 3 5（ダイヤル）

目 次

I 入札参加の方法	-----	1
1 売払い物件		
2 入札参加の資格		
3 申込の方法		
4 入札保証金の納付		
II 入札に関する注意事項	-----	2
1 物件の地積		
2 物件に関する留意事項		
3 契約及び登記人の名義		
4 物件引渡し後の費用負担		
5 建物の建築について		
III 入札の方法		
1 入札会場への入場		
2 入札の日時及び会場		
3 入札書についての注意点		
IV 契約の締結等	-----	3
1 契約の締結		
2 売買代金の納付		
3 所有権の移転及び物件の引渡し		
4 所有権移転登記		
売払い物件一覧表	-----	4
物件番号案内図・明細図	-----	5
市有財産売買契約書	-----	7
提出書類 (市有財産一般競争入札参加申込書)		

稲沢市有財産一般競争入札売払い要領

I 入札参加の方法

1 売払い物件

- (1) 売払い物件（以下「物件」という。）については、売払い物件一覧表をご覧ください。
- (2) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。

2 入札参加の資格

参加できるのは、個人及び法人のかたです。ただし、次に掲げるかたは、参加することはできません。

- (1) 入札に係る売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

3 申込の方法

(1) 必要書類

申込の際には、別添「市有財産一般競争入札参加申込書」が必要となりますので、ご記入のうえご持参ください。

(2) 申込の手続き

入札申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

受付期間 令和8年9月24日（木）から令和8年11月24日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

受付場所 稲沢市役所 本庁舎3階 庶務課（電話0587-32-1435（ダイヤルイン））

受付時に、市有財産一般競争入札参加申込書の写しをお渡ししますが入札時に必要になりますので大切に保管してください。

4 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の納付

入札に参加されるかたは、入札保証金として、各自それぞれの物件の入札金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を、納入通知書に記入のうえ令和8年12月1日（火）までに指定金融機関又は本市会計課窓口に納付してください。

なお、「入札保証金が入札金額の100分の10以上の額に達しなかったかた」のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

(2) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外のかたには指定の口座に後日還付し、落札者のかたは売買契約締結後に還付の手続きをしますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。しかし、それぞれの入札保証金には利息を付しません。

なお、落札者のかたが契約を締結されない場合には、市に帰属することになります。

II 入札に関する注意事項

1 物件の地積

契約は登記簿面積で行います。

2 物件に関する留意事項

物件については、現状有姿での引渡しとなります。物件及び隣接地の擁壁及びブロック等について、境界を越えている場合があります。これらの越境物の移設・撤去等の費用負担、隣接地権者等の協議等は本市では対応いたしませんので、ご了承ください。

3 契約及び登記人の名義

契約及び所有権の移転登記は、入札申込の際に一般競争入札参加申込書に記載された申込者の名義で行います。

4 物件引渡し後の費用負担

建物等の建築にあたり、上水道・下水道（浄化槽）・ガス（都市ガス、プロパンガス）等の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設などの手続き及び費用は、自己負担となります。

5 建物の建築について

敷地に建物を建築する場合には、建築基準法等による法的な規制や遵守事項があります。建築の設計を行われる時にはあらかじめ建築可能な規模等を調査していただく必要があります。

III 入札の方法

1 入札会場への入場

- (1) 入札に参加されるかた及びその代理人のかたは、必ず入札時刻までに入札会場にお越しください。入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札会場には入場できませんのでご承知おきください。

- (2) 入札に必要な書類等

- ア 市有財産一般競争入札参加申込書の写し
- イ 委任状（代理人による入札されるかたのみ）
- ウ 誓約書
- エ 印鑑（代理人により入札される場合は代理人のかたの印鑑）
- オ 入札保証金還付口座振込依頼書
- カ 金融機関等の領収日付印が押印された入札保証金目的の納入通知書兼領収証書

- (3) 代理人による入札

入札は代理人によっても行うことができます。その場合は入札日に委任状を提出していただきます。

2 入札の日時及び会場

物件番号	所在地	入札の日時	令和8年12月15日(火) 受付 午前 9時45分から午前10時00分まで 執行 午前10時00分
①	稲沢市祖父江町上牧 宮前387番3、 稲沢市祖父江町中牧 北川原346番2	入札会場	稲沢市役所政策審議室[本庁舎]

3 入札書についての注意点

別紙市有財産一般競争入札心得書のとおり。

IV 契約の締結等

1 契約の締結

契約予定者のかたは、令和8年12月23日(水)に売買契約の締結を行います。

売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人のかたの負担となります。

2 売買代金の納付

売買代金の納付方法は、契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の100分の10以上(1円未満切上げ)の金額を納付し、残金は令和9年1月27日(水)までに納付していただきます。

なお、残金が納期限までに納付されなかった場合には、契約が解除され、契約保証金は市に帰属することとなります。

3 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金全額が納付されたときに所有権が移転します。また、同時に現状有姿で引渡しがあったものとします。引渡し後、契約に適合しないものを発見した場合については市は契約不適合責任を負いません。

4 所有権移転登記

- (1) 売買代金全額納付後、速やかに市において所有権移転登記の嘱託手続きを行います。
- (2) 所有権移転登記時に必要となる登録免許税及び住所の記載事項証明書は買受人の負担となります。

また、買受人には、不動産取得税(県税)が課税されます。翌年度より固定資産税が課税されます。

売払い物件一覧表（入札）

物件 番号	所 在 地	地 目	地 積（㎡） （登記簿地積）	用途地域	建ぺい 率 %	容 積 率 %	最低価格（円）
		備 考					
①	稲沢市祖父江町上牧宮 前387番3、 稲沢市祖父江町中牧北 川原346番2	宅地	4822.67 (4822.67)	第一種中 高層住居 専用地域	60%	200%	125,400,000
		備考	一括での販売				